

議 事 録 (要 旨)

令和元年9月30日(月)午後3時から福井市役所本館8階第8AB会議室において9月定例会が開催された。

議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第35号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について	原案どおり可決
第36号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第37号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第38号議案	農地法第4条第1項の許可の申請について	〃
第39号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第40号議案	現況証明について	〃
第41号議案	農地の競売等に係る買受適格証明について	〃
第42号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第39号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第40号報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出の確認について
第41号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の取消の確認について
第42号報告	農地法第4条第1項第7号の規定による届出の確認について
第43号報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出の確認について
第44号報告	農地等の現況調査結果の確認について
第45号報告	非農地通知の発出について
第46号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について

3 その他

出席委員 23名

1番	小寺義則	
2番	田谷美千代	
3番	伊藤義明	
4番	小寺辰夫	(参与)
5番	鈴木肇	
6番	武澤義明	(会長職務代理者)
7番	吉川孚	
8番	加藤新市	(参与)
9番	阿部勝征	
10番	細江昭夫	(会長)
11番	北川健	
12番	池田敏雄	
13番	市村武男	
14番	浅川健次	
15番	北定	(参与)
16番	長谷川忠夫	
17番	田端秀雄	
18番	笠原英夫	
19番	池森幹夫	
20番	堀内敏正	
21番	廣部厚	
22番	山本清幸	
23番	吉田光範	

欠席委員 1名

24番	田村洋子	
-----	------	--

説明のため出席した者

農政企画課

主 査 高 柳 和 也

事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長 岩 崎 裕美子

局 次 長 南 京 良 幸

課長補佐 東 野 尚 樹

主 幹 猪 坂 朋 彦

主 査 岸 美 帆

主 査 中 出 剛 史

主 事 藤 田 昌 稔

開 会 午後 3 時 0 0 分

(細江会長挨拶)

議 長
(1 0 番
細江会長)

それでは、ただ今から 9 月の定例会を開催いたします。
なお、田村委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任についてお諮りしたいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 1 8 条第 2 項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。
それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 3 番伊藤委員、4 番小寺辰夫委員、ご両名よろしく申し上げます。
それでは、議事に入ります。
第 3 5 号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第 3 5 号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画 説明)

農政企画室

(第 3 5 号議案 農用地利用配分計画(案) 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第 3 5 号議案に対し、原案どおり農用地利用集積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画(案)について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第36号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第36号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第36号議案を、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第37号議案「農地法第3条第1項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第37号議案 説明)

議長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

17番
田端委員

3番と4番の案件について、譲受人は皆さんご承知のとおり県外で活動されている方ですね。住民票はこっちにあります。実際は住んでいません。福井に住んでいる家族が買うなら問題ないでしょうが、この方では疑問に思います。

事務局

昨年も当該本人が買われるということで3条許可申請がありまして、その時も本人がお父さんや家族と一緒に耕作するということを確認し、問題ないということで許可をいただいております。

議長

他にございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第37号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第38号議案「農地法第4条第1項の許可の申請について」
及び第39号議案「農地法第5条第1項の許可の申請について」を一括して
議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第38号議案及び第39号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当
番委員でありました 鈴木委員から報告をお願いします。

5 番
鈴木委員

(第38号議案及び第39号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

21 番
廣部委員

第39号議案の2番の案件の現場の状況ですが、周りの道路が2m幅しか
なく、除雪にも困るような場所です。都市計画法などに係っていれば何m以
上の道路確保という要件が出てきますが、ここは都市計画区域外です。市道
でも無く、地元で管理している区道という扱いです。地元の承認は得ている
ようですが、道路幅2mぎりぎりまで家を建てようとする、指導する部署
がない。農業委員会としては対応方法がないのかも知れませんが、こういう
問題があるという事を覚えていただきたい。

事務局

廣部委員がおっしゃるとおり都市計画区域内であれば建築確認が必要にな
るので、接道の幅員が4mに達していない場合には建物をセットバックして
将来的に道路幅を確保できるよう指導するところです。この案件は都市計画
区域外なので建築指導課でのチェックはありませんが、現地調査を行った際
に確認したところ、将来的に道路幅4m確保できるように建物の位置などを
計画されているようです。

19 番
池森委員

住宅に対する道路幅について行政指導というのはいないんですか。

事務局

都市計画区域内であれば建築基準法の接道基準に基づいた指導というのが
ありますが、都市計画区域外ですと建築基準法による指導というはありませ
ん。農地法では接道要件について厳しく指導することはないですが、先程廣
部委員が言われたように除雪の時とかに現実的に無理な計画だと指導できる

と良いのかなとは思いますが。

6 番
武澤会長
職務代理者

私も現地調査で立会いましたが、申請者やハウスメーカーからも事情を聞きますと、生活の支障や地元の迷惑にならないように調整しているようなので問題ないかと思えます。ただし農地法で規制をかけることはまず無理でございます。

議 長

他にございませんか

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第38号議案及び第39号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第38号議案及び第39号議案の4番と5番の案件については福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に、また、第38号議案及び第39号議案の4番の案件は開発行為許可を条件に許可することとします。

続きまして、第40号議案「現況証明について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

(第40号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました鈴木委員から報告をお願いします。

5 番
鈴木委員

(第40号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。

第40号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第41号議案「農地の競売等に係る買受適格証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第41号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。
第41号議案を、原案のとおり承認し、交付決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第42号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第42号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますのでその結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番
武澤会長
職務代理者

(第42号議案 現地調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はありませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第42号議案について、現地調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第43号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第43号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を武澤会長職務代理者から報告をお願いします。

6番
武澤 会長
職務代理者

(第43号議案 現況調査報告)

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。

第43号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。

それでは、第39号報告ないし第46号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第39号報告ないし第46号報告 説明)

議 長

ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。

岩崎局長

(農業委員等の綱紀の保持について 説明)

事務局

(今後の日程説明)

議 長

本日の審議内容の総括を武澤会長職務代理者よりお願いします。

6 番
武澤会長
職務代理者

本日の定例会は第35号議案から第43号議案まですべて原案どおり承認
または決定をいただきました。また、第39号報告から第46号報告まで全
て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせて
いただきます。

議 長

これをもちまして、9月の定例会を閉会いたします。

閉会 午後3時55分